

令和8年1月6日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
東信森林管理署長 佐野 周二

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

(1)件名 東信森林管理署舎玄関屋根及び空中消火基地倉庫屋根塗装作業ほか

(2)作業内容 別紙工事内訳書のとおり。

(3)履行期限 令和8年3月27日（金曜日）まで。

(4)見積書等提出
の日時・場所 日時：令和8年1月23日（金曜日）16時まで。
場所：〒384-0301 長野県佐久市臼田1822
東信森林管理署 総務グループ（TEL 050-3160-6055）

(5)提出書類

- ・見積書
(見積書は税抜きの価格で作成するものとし、必ず日付をご記入ください。)
- ・下記（7）の資格を証明できる書類の写し
※上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。
※電子メールにて応募する場合は下記の宛先に提出すること。
電子メールアドレス：toshin.d.f.o@maff.go.jp

(6)契約の締結日 見積採用の日から7日以内（行政機関の休日を含まない。）

(7)必要な資格等 令和7・8年度中部森林管理局競争参加有資格者名簿の建設工事のうち建築で格付けされている者又は、令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省統一資格）において「役務の提供等」に格付され、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。

(8)その他

- ① 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「中部森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認してください。
- ② 契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。
- ③ 見積書を提出する際は、現地確認を行い状況把握のうえで提出をお願いいたします。

(担当：経理担当)
(電話：050-3160-6055)

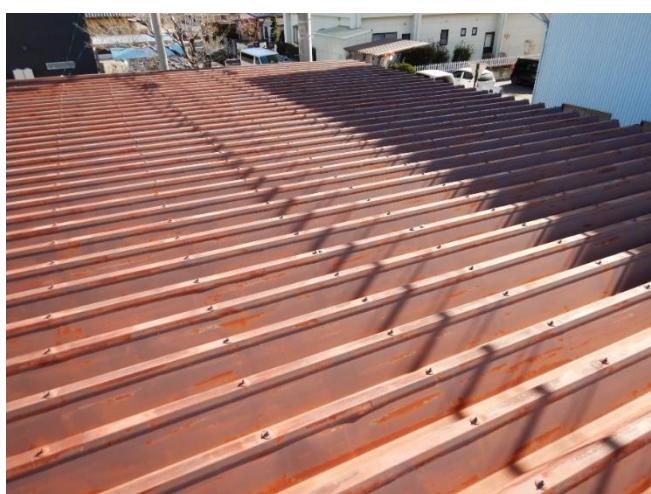
東信森林管理署舎屋根



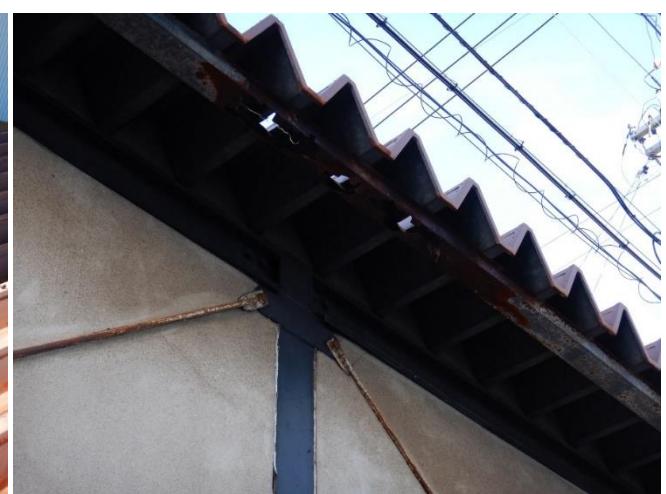
東信森林管理署空中消火基地



屋根部分



雨樋破損部分



オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

1. 見積合わせに参加する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 中部森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) (1)～(3)のほか、案件毎に参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2. 見積書の提出先

東信森林管理署 総務グループ (TEL 050-3160-6055)

〒384-0301 長野県佐久市臼田1822

※見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、封筒の表に「(案件名)見積書在中」と朱書きして下さい。

※見積書の宛名は「分任支出負担行為担当官 東信森林管理署長」として下さい。

3. 契約書等の作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徵収又は契約書を作成します。

(契約金額により省略する場合もあります。)

4. その他

(1) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約を行うことができるものとします。

(2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。

(3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

契約条件書(役務)

- (1)この契約条項において支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- (2)乙は作業を完了したときは、その旨を甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は作業完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- (3)乙は作業について検査の結果不合格であった場合は、作業期間内に修正し再度検査を受けるものとする。
- (4)乙は作業期間内に作業を完了できないときは、速やかに書面をもって作業期限内に期限の延長を申出るものとする。
- (5)前項の申出により作業期限の延長を認められたときは、遅延日数1日につき契約金額につき年3パーセントの遅延違約金を納めるものとし、この遅延違約金は代金と相殺するものとする。
- (6)乙は作業の検査に合格したときは、売買代金の支払を請求することができる。
支払については、乙が指定する銀行等の口座に振込むものとする。
- (7)甲は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- (8)乙は作業完了後1年以内に作業箇所に関する契約不適合が発見された場合及びこれによって生じた損耗、損傷があった場合は、乙は甲の指定にしたがい補修費を負担するものとする。
- (9)甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- (10)契約にあたり、前各号のほか定めのない事項については、「国有林野事業工事請負契約約款」に準拠し、「国有林野事業工事請負契約約款」に定めのない事項については双方協議して定めるものとする。